

新旧対照表

新

高知県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（抜粋）

（実施機関が定める者）

第3条 条例第16条第1項第2号ウの実施機関が定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 警部補以下の階級にある警察官
- (2) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査に関する業務に従事する警部補相当職以下の次に掲げる職員
  - ア 被害者支援に従事する職員
  - イ 暴力団等排除、人身安全関連事案等各種相談を受理する業務に従事する職員
  - ウ 高圧ガス等の危険物又は銃器犯罪事犯の捜査に関する業務に従事する職員
  - エ 警察用航空機又は警察用船舶の乗務員
  - オ 少年補導職員
  - カ サイバー犯罪の捜査に従事する職員
- キ 捜査資料の整理、分析、調査等に関する業務に従事する職員
- ク 犯罪手口捜査に関する業務に従事する職員
- ケ 特殊装備品の管理運用等に従事する職員
- コ 外国人被疑者の取調べ等の通訳業務に従事する職員
- サ 鑑識又は鑑定の業務に従事する職員
- シ 交通巡視員
- ス 交通事故事件現場の写真を図化する業務に従事する職員

**附 則**

（施行期日）

旧

高知県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（抜粋）

（実施機関が定める者）

第3条 条例第16条第1項第2号ウの実施機関が定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 警部補以下の階級にある警察官
- (2) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査に関する業務に従事する警部補相当職以下の次に掲げる職員
  - ア 被害者対策に従事する職員
  - イ 暴力相談、ストーカー、悪質商法等各種相談を受理する業務に従事する職員
  - ウ サイバー犯罪（コンピュータ技術又は電気通信技術を悪用した犯罪をいう。）の捜査に従事する職員
  - エ 警察用航空機又は警察用船舶の乗務員
  - オ 少年補導職員
  - カ 覚醒剤等薬物又は生活経済事犯の捜査に関する業務に従事する職員
- キ 捜査資料の整理、分析、調査等に関する業務に従事する職員
- ク 犯罪手口捜査に関する業務に従事する職員
- ケ 特殊装備品の管理運用等に従事する職員
- コ 外国人被疑者の取調べ等の通訳業務に従事する職員
- サ 鑑識又は鑑定の業務に従事する職員
- シ 交通巡視員
- ス 交通事故事件現場の写真を図化する業務に従事する職員

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の高知県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に作成し、又は取得した公文書について適用し、同日前に作成し、又は取得した公文書については、なお従前の例による。